

管理コード	事業名(事業名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府庁からの検討事項に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」「内容」の要否	各府庁からの再検討事項に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁	
080010	国連NGO加盟のNPO法人の特種認定事業基準の見直し		「学校法人の専断行為及び専断行為の要する事項に関する審査基準」(平成19年文部科学省令第41号)の見直し	「学校法人の専断行為及び専断行為の要する事項に関する審査基準」(平成19年文部科学省令第41号)の見直し	10年前に、構造改革特区において校地・校舎の自己所有が確保され、NPO法人として学校法人の設立要件が緩和されたが、国連NGO加盟のNPO法人については、学校法人への組織変更より困難なうえに、(法)12条(役員等)に規定されている事項が、私立学校法第31条の認可を受ける必要があり、	C III					C III							特定非営利活動法人 国際キャリア支援 協会及び特定非営利 法人等協議会 医学会組織日本学 府会連	文部科学省
080020	認定こども園における3歳未満児に対する立派な給食センターからの給食の外部導入		幼保連携型・幼保連携型、幼稚園型・地方職園型認定こども園は、一定の要件を満たす場合に限り、過半数以上の子に対して保育の提供を外部導入により行うことができる。また、3歳未満児の保育の提供に当たっては、認定こども園において、保育の提供を外部導入により行うことができる。また、3歳未満児の保育の提供に当たっては、認定こども園において、保育の提供を外部導入により行うことができる。	認定こども園が設置する給食センターから、認定こども園への給食の外部導入を可能とする。	認定こども園の給食センターから、認定こども園への給食の外部導入を可能とする。また、3歳未満児の保育の提供に当たっては、認定こども園において、保育の提供を外部導入により行うことができる。	C III					C III							田原市 愛知県 文部科学省 厚生労働省	
080030	職業能力開発短期大学校からの大学への編入学		学校教育法(昭和22年法律第47号)第122条、第132条等	学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」の特例として、職業能力開発短期大学校から大学への編入学を可能とする。	職業能力開発短期大学校の大学以外の教育施設等における学籍について、大学において編入学し、平成29年度中には専攻改正を行う。	F I					F I							長野県 長野県 文部科学省	
080040	保育所型認定こども園の長期認定規定の見直し		認定こども園の長期認定規定の見直し	認定こども園の長期認定規定の見直し	認定こども園の長期認定規定の見直し	C I					C I							兵庫県 兵庫県 文部科学省 厚生労働省 内閣府	
080050	公立学校運営の民衆への開放(公立短期大学の創設)		学校教育法第5条	公立短期大学の創設	公立短期大学の創設	D I					D I							北広島市 安守町 北海道 文部科学省	
080060	認定こども園における職員配置及び評価基準の見直し		認定こども園の職員配置及び評価基準の見直し	認定こども園の職員配置及び評価基準の見直し	認定こども園の職員配置及び評価基準の見直し	C III					C III							安守町 北海道 文部科学省 厚生労働省 教育委員会	

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府県からの検討要請に対する回答	再検討要 請	提案主体からの意見	「措置 の分 類」の 要請し	「措置 の 内容」 の 要請し	各府県からの再検討要請に対する回答	再々検討要 請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案 主体 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府県庁	
080070	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科 科学省告示第45号「大 学、大学院、短期大学及 び高等専門学校等の設置 等に関する認可の基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学 定員については、取付の養成課程 大学、大学院、短期大学及 び高等専門学校にそれぞれ 等しい認可の基準に 基づき許可を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大 学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設 置等に関する認可の基準」による獣医師の定員数 の統制の地域解除	<p>●具体的事業の実施内容</p> <p>①国(愛媛県・今治市)に新しい大学獣医学部を設置し、西国全体の獣医師レベル向上はもとより、グローバル時代に対応した新世代の獣医師養成拠点を構築する。</p> <p>●提案理由</p> <p>①口蹄疫、鳥インフルエンザ等の感染症対策の初動として、国際獣医事務局(OIE)は、地域での動物防疫体制を定めているが、こうした防疫管理事業の発生を想定した場合、西国1府だけがその学術的支援拠点となるべき大学獣医学部がなく、大きなリスクを抱えている。新しい大学は、畜産や自治体の発展を促した地域拠点となる。また、西国地域の動物文化診療拠点や、現設獣医師の卒後臨床研修拠点ともなる。</p> <p>②世界の畜産の増産需要から畜産産業へと地理的に移行する中、獣医師が抱える高度化に対するニーズは増大している。高度化産業を支える獣医師の育成が不可欠である。特に、動物個体を理解し、獣医学の知見を畜産にトランスサイエンス分野で活用できる人材と優秀な研究者、大学教員の養成が急務である。これに新しい大学が対応することで、地域における両分野の発展にも寄与する。</p>	F	Ⅲ	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、同年12月にこれまでの議論の整理～畜産改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところである。			F	Ⅲ						1 0 4 1 0 1 0	愛媛県、今治市	愛媛県	文部科学省
080080	生涯学習審議会の設置自治体の緩和	生涯学習審議会のための 設置の推進体制等の整備 に関する法律第10条	生涯学習の振興のための施策の 推進体制等の整備に関する法律 第10条においては、都道府県生涯 学習審議会の設置について規定 しているが、市町村において生涯 学習審議会を設けることを妨げるもの ではない。	生涯学習審議会のための施策の推進体制等の 整備に関する法律第10条に基づき対象に 特定自治体に対する設置の特例を求める。	<p>自治体は対ターン、リターンを促進させることで新たな地域活性化を計画しているが、それらの新移民の定住化のためには、以前から住んでいる旧住民との融和が肝要となる。融和策として、様々な方法があるが、特効的効果としては、旧住民が世代を超えて定住的に直接コミュニケーションが可能となるシステムが必要といえる。加えて、住民全体が一つの目標を持つことにより、より住民間の連携と絆、共感等が生まれ、地域活性化に不可欠な「地域人の育成」が期待できる。それを可能とするのが、中央教育審議会でも公表されているとおり、「生涯学習」と位置付けられる。生涯学習が、自治体「生涯」に学習と教育を促すために、自治体の生涯学習に不足しがちな初級学習の低年齢層から児童、生徒、社会人、高齢者等、全ての年代における主体的継続的学習を推進するために、「生涯」位を軸として、「生涯学習」を個人を単位とするものである。地域の環境を学ぶことは地域の学び、文化の継承の責務に繋がるテーマであると考えられる。また地域の環境という住民共通のテーマは学習者にとっては、学びの意味と意義を理解しやす、理解を深めて、異世代や新旧住民の自然な交流が生まれやすい。また自治体内には隣校となった小学校をエッジとする予定があり、生涯学習施設は準備可能である。このような状況の中で、先例となる事例を模した生涯学習施設は実現したため、自治体が目指す環境生涯学習を具体的に実現するためには、自治体に特化した生涯学習審議会の設置による検討が不可欠であるため。</p>	E	I	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条においては、都道府県生涯学習審議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習審議会を設けることを妨げるものではないため、要望のあった自治体に特化した生涯学習審議会を設置しは実行可能と見做される。			E	I					1 0 4 7 0 4 0	高士見野	長野県	文部科学省	